

第 1 号様式（第 9 条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和 6 年度	次回見直し予定	令和 11 年度
条 例 名		社会福祉法人の助成に関する条例			
条 例 番 号		昭和 29 年神奈川県条例第 8 号	法 規 集	第 6 編第 1 章第 1 節	
所 管 室 課		福祉子どもみらい局総務室			
条 例 の 概 要		社会福祉法の規定に基づき社会福祉法人に助成をするために、必要な事項を定めている。			
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	社会福祉法第 58 条第 1 項において、「条例で定める手続に従い、社会福祉法人に対し、補助金を支出」すること等ができるとされていることから、当該手続き等について定めている本条例は必要なものである。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例で定めている助成手続き等は、助成の審査をするために必要なものであり、適正な助成を行うために、有効に機能している。			
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	社会福祉法人へ助成を行うために、本条例で定める助成の対象や、助成申請手続は、本県における社会福祉の向上のために必要な範囲のものであり、適切なものであることから、効率的である。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	社会福祉法人への助成は、「新かながわグランドデザイン」実施計画に掲げる「支え合う地域社会づくり」等に資するものであり、県の基本方針に適合するものである。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	社会福祉法に基づき社会福祉法人への助成について定めるものであり、憲法、法令等に抵触するものではない。			
	その他				
見 直 し 結 果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。			理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はないため。	
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。				